

# 犯罪被害者週間新潟大会

## パネルディスカッション

### 社会全体で支える犯罪被害者等支援 ～ 私たちにできること～

令和3年11月27日

# 犯罪被害者週間新潟大会 パネルディスカッション

## 社会全体で支える犯罪被害者等支援 ～ 私たちにできること～

### 議題1 いま、被害者支援に 何が求められているか

### 犯罪被害者等が被害後に置かれている状況（二次的被害）

心ない言動・過剰な報道

- 他者による無理解、配慮に欠ける言動
- 偏見、差別、フラッシュの被害
- インターネット等による誹謗中傷
- 報道機関等による過剰な取材 等

心身の不調

- 事件に遭ったことによる
- 精神的ショック
- 身体的な不調

再被害への不安・恐怖

経済的な困難

- 生計維持者を失う
- 失業・転職
- 医療費・介護費用の負担
- 転居費用の負担 等

捜査・裁判への対応

- 精神的・肉体的・身体的な負担や苦痛
- 訴訟・弁護士費用の負担 等

## 県民全体で犯罪被害者等を支え 県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して

# 新潟県犯罪被害者等支援条例

令和3年4月1日施行

**条例制定の目的** (条例第1条)

新潟県が条例を制定した目的は、以下のとおりです。

- 犯罪被害者等支援を総合的・計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害を回復・軽減し、生活の再構築を図ること
- 犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること

**基本理念** (条例第3条)

犯罪被害者等支援は、「犯罪被害者等の個人の尊厳の尊重」「状況に応じた適切な支援、二次的被害の防止」「必要な支援の途切れることのない提供」を基本理念として行います。

### 新潟県犯罪被害者等支援推進計画 (令和3年7月策定)

【目的】  
県民誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現

【施策の柱】	【基本的施策】	【事業数】 (再見あり)
1 相談・支援等のための体制整備への取組	1 相談及び情報の提供等	(41)
	2 人材の育成	(13)
	3 民間支援団体に対する支援	(9)
2 損害回復・経済的支援等への取組	4 日常生活の支援及び配慮	(11)
	5 居住の安定	(11)
	6 雇用の安定	(8)
	7 経済的負担の軽減	(33)
3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	8 心身に受けた影響からの回復	(17)
	9 安全の確保	(19)
	10 県民等の理解の増進	(10)
4 理解増進・気運醸成への取組	11 被害者支援を考える月間	(6)
	12 表彰	(1)

◎ 県庁6部局（県民、総務、福祉、産労、土木、教育）と警察本部の計30課で計105の事業を実施

### 相談当初に感じていた困難

#### 犯罪被害にあわれた方の声

- その日を境に生活が一変。突然、真っ暗な荒れ狂う海に放り込まれたようなもの
- 日常生活が破壊され、考えること・することが何もできなくなった
- 家事も身の回りのこともできなくなった。生活支援が必要
- 支援制度があることを知らないと利用できない。被害者のための情報が不足

引用・参考：令和3年7月「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課長会議」資料

犯罪被害者週間新潟大会 パネルディスカッション

社会全体で支える犯罪被害者等支援  
～ 私たちにできること～

議題 2

社会全体で  
被害者支援の理解を深めるためには

知らせる 県民の理解

相談当初に感じていた困難

犯罪被害にあわれた方の声

● その日を境に生活が一変。突然、真っ暗な荒れ狂う海に放り込まれたようなもの

● 日常生活が破壊され、考えること・することが何もできなくなった

● 家事も身の回りのこともできなくなった。生活支援が必要

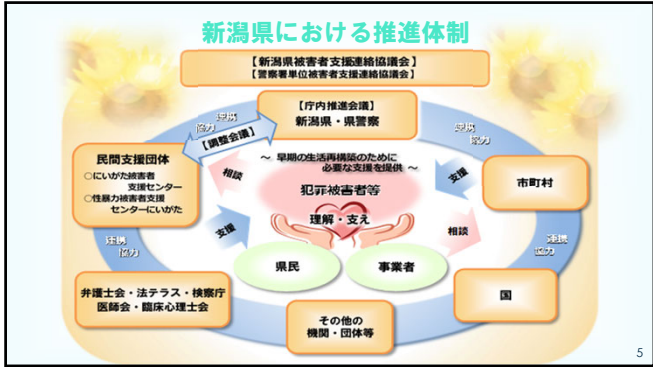
● 支援制度があることを知らないと利用できない。被害者のための情報が不足

引用・参考：令和3年7月「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策実務担当者会議」資料

新潟県犯罪被害者等支援推進計画（令和3年7月策定）

【目的】	【施策の柱】	【基本的施策】	（事業数）	（実施あり）
犯罪被害者等社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現	1 相談・支援等のための体制整備への取組	1 相談及び情報の提供等	(41)	
		2 人材の育成	(13)	
		3 民間支援団体に対する支援	(9)	
	2 損害回復・経済的支援等への取組	4 日常生活の支援及び配慮	(11)	
		5 雇用の安定	(8)	
		6 経済的負担の軽減	(33)	
		7 心身に受けた影響からの回復	(17)	
	3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	8 安全の確保	(19)	
		9 県民等の理解の増進	(10)	
	4 理解増進・気運醸成への取組	10 被害者支援を考える月間	(6)	
		11 表彰	(1)	
		12 表彰	(1)	

◎ 県庁6部局（県民、総務、福祉、産労、土木、教育）と警察本部の計30課で計105の事業を実施



市町村への支援・協力

「総合的対応窓口」の周知強化  
～ 最も身近な相談窓口～  
■ 県内の全市町村に設置  
■ 犯罪等被害で生じた生活上の困りごとなどの相談に総合的に対応する窓口

「犯罪被害者等支援に特化した条例」の制定促進  
～ 被害者支援施策推進の根拠～  
■ 地域住民の理解の増進  
■ 総合的・計画的な取組の推進

「見舞金支給補助事業」の実施  
～ 地域が寄り添い、被害の早期回復・軽減を支援～  
■ ご遺族や重傷病者へ市町村が支給した見舞金に対して、県がその一部を補助  
■ 被害者等に最も身近な市町村の取組を後押し

犯罪被害者週間新潟大会 パネルディスカッション

社会全体で支える犯罪被害者等支援  
～ 私たちにできること～

議題 2

社会全体で  
被害者支援の理解を深めるためには

知らせる 県民の理解

## 県民理解の一層の増進

### 被害者支援を考える月間（条例23条）

～ 毎年11月を集中月間・県内全域での浸透へ～

#### ■新潟県縦断パネル展（県内6市を巡回）

被害者の在りし日の家族写真、ご遺族の手記  
遺族講演会を聴講した中学生・高校生の感想  
被害者等の置かれている状況、民間支援団体の活動紹介等

#### ■ SNS 等による広報

H.P.、Twitter、youtube、デジタルサイネージ等

#### ■ 民間支援団体への支援活動周知

ホームページ（■種々の風収、売上寄付）、被害者支援自動販売機

#### 犯罪被害者等支援功労知事表彰（条例24条）

～ 支援の取組への理解・支援の輪の広がりへ～

■ 長年支援に尽力した個人・団体を知事が表彰

■ 日頃の支援活動に敬意を表し、功績を広く紹介

#### 新潟市会場でのパネル展



## 犯罪被害者週間新潟大会 パネルディスカッション

社会全体で支える犯罪被害者等支援  
～ 私たちにできること～

### 議題 2

社会全体で  
被害者支援の理解を深めるためには

知らせる

県民の理解

## 犯罪被害者週間新潟大会

パネルディスカッション

社会全体で支える犯罪被害者等支援

～ 私たちにできること～

令和3年11月27日

犯罪被害者週間新潟大会  
パネルディスカッション

社会全体で支える犯罪被害者等支援  
～私たちにできること～

令和3年11月27日  
交通犯罪被害者遺族  
にいがた被害者支援センター理事  
中曽根 えり子



話してみませんか  
あなたの  
せつない気持ち

犯罪被害者等への  
支援・相談や  
遺族の方に対し  
はつらい気持ちを  
聞いています。

相談無料  
秘密厳守

相談電話  
**025-281-7870** 新潟 **0258-32-7016**  
上越 **025-522-3133**

月～金(祝日、年末年始を除く) 午前10時～午後4時

新潟県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
公益社団法人 **にいがた被害者支援センター**

電話相談

にいがた被害者支援センター

新潟: **025-281-7870**

長岡: **0258-32-7016**

上越: **025-522-3133**

月～金曜日10時～16時(祝日、年末年始を除く)

全国共通ナビダイヤル **0570-783-554**

7時半～22時(年末・年始を除く)

性暴力被害者支援センターにいがた

#8891 24時間365日

新潟: **025-281-1020**



面接相談

要予約(当センター面談室)

原則 月～金曜日

10時から16時まで

(祝日、年末年始除く)

※被害者の要望により

時間外もあり

※被害者の要望により

被害者の自宅・最寄りの

警察署等での面談もあり



直接的支援

- ・ 裁判関連支援
- ・ 警察、検察関連支援
- ・ 弁護士相談
- ・ 病院・臨床心理士
- ・ 行政等関連機関
- ・ 生活支援
- ・ その他



自助グループ



交通事故被害者遺族

(平成19年11月～)

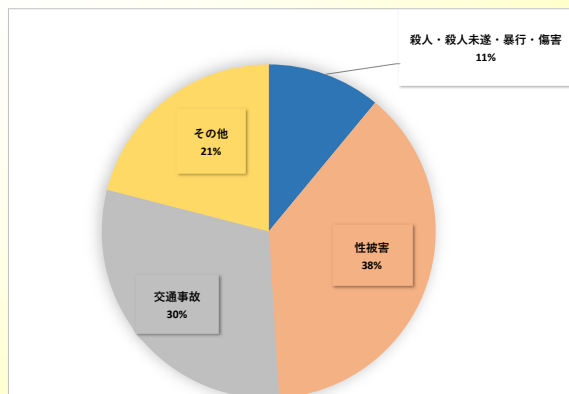
開催日 奇数月の第2日曜日(原則)  
時間 午後1:30～3:30  
場所 新潟ユニゾンプラザ



## にいがた被害者支援センター活動件数

区分	令和2年度	令和元年度
電話相談	1035	791
	(453)	(293)
面接相談	59	57
	(32)	(23)
直接的支援	122	143
	(38)	(34)

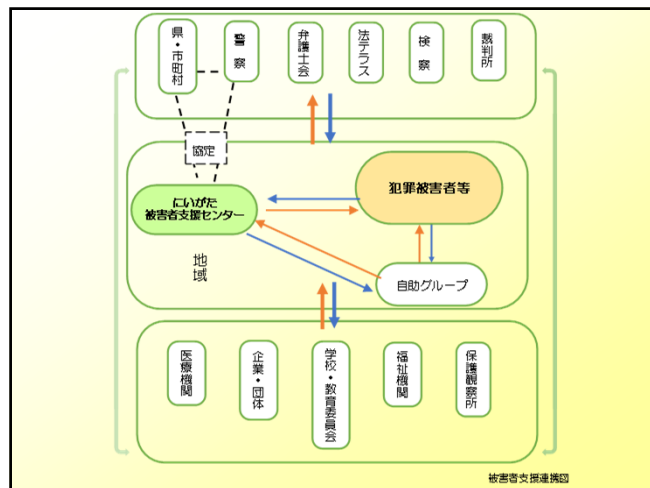
## 被害状況の内訳



## 直接的支援 122件の具体的内容

区分	件数	支援内容
裁判関連	23 (5)	裁判傍聴付添い、代理傍聴等
警察関連	2 (1)	警察付添い等
検察関連	1 (1)	検察付添い等
弁護士関連	26 (9)	弁護士相談付添い等
行政等関連機関	1 (0)	保護観察所、行政窓口連絡等調整
病院・臨床心理士	14 (8)	臨床心理士、病院付添い等
生活支援	1 (0)	家事手伝い等
自宅訪問	16 (1)	自宅訪問面接等
その他	38 (13)	被害者・遺族への情報提供等
計	122 (38)	

※( ) は性暴力被害者支援センターにいがたの活動件数を内数で表しています。



## 広報啓発活動

- ・ ホームページ
- ・ SNSを活用した広報(Twitter, line等)
- ・ 県内小中学生へのカード配布
- ・ イベント会場での広報活動、街頭キャンペーン
- ・ イオン幸せのレシートキャンペーン
- ・ 被害者支援自動販売機の設置
- ・ 犯罪被害者支援フォーラムの開催(共催)
- ・ 交通事故被害者遺族の手記・講演
- ・ ホンデリング など



あなたの  
悩みを

## 話すことは 赦すこと

- The same boat project -

つらくてどうしようもない時  
誰にも話せず孤独な毎日を送っているとき  
世の中から消えてしまいたいと感じたとき  
話してませんか  
誰かがあなたを待っています



絵：夏樹内家 伊藤 真

The Same Boat Project 伊勢みずほさんメッセージ 話すこと...

ご家族や大切な人を亡くされた経験がある方からメッセージをいただきました  
どれほど力になったことでしょう



The Same Boat Project 伊勢みずほさんメッセージ 話すこと...

話すことは赦すこと 新潟 検索



### どうしましたか？

- くらしの相談** 生活に困っている、住むところが無い、仕事を失った、病気で働けない、借金が増えない、詐欺に遭った、事件に巻き込まれた、ストーカー・性被害に遭った +
- 家庭内の相談** 赤ちゃん・家族の健康の急変（緊急室を呼ぶまでもない状態）、DVに悩んでいる、児童虐待、犯罪に巻き込まれた、夫婦の不和、介護について、夫婦・子供の相談 +
- 子育ての相談** 赤ちゃん・子供の健康が急変した（緊急室を呼ぶまでもない状態）、子育てが困難、児童相談所の対応、虐待を受けている、虐待、犯罪に巻き込まれた、いじめを受けている、ひきこもり +

### くらしの相談

生活に困っている、住むところが無い、仕事を失った、病気で働けない、借金が増えない、詐欺に遭った、事件に巻き込まれた、ストーカー・性被害に遭った

事件・事故（被害者支援）

※最寄りの支援センターにご連絡下さい。

にいがた被害者支援センター（新潟）	下越地域在住の方	025-281-7870 月～金（祝日・年末年始除く） 10時～16時
にいがた被害者支援センター（長岡）	中越地域在住の方	0258-32-7016 月～金（祝日・年末年始除く） 10時～16時
にいがた被害者支援センター（上越）	上越地域在住の方	025-522-3133 月～金（祝日・年末年始除く） 10時～16時